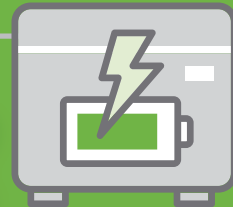


中小企業

蓄電池導入補助金



中小企業者等が電気料金削減を図ることを目的として蓄電池を導入する際の費用の一部を補助します。

補助率・対象期間

蓄電池
単独設置の場合

補助率 **1/2** 以内

補助金の
上限額

2,000
万円

蓄電池に併せて
太陽光発電設備を
設置する場合

補助率 **2/3** 以内

※併設する太陽光発電設備の発電容量 (kW) が、蓄電容量 (kWh) の 1 / 2 以上を要件とします。
※太陽光発電設備の設置費用は補助対象経費に含まれません。

事業対象
となる期間

令和5年4月1日(土)～令和6年2月21日(水)

申請受付期間

令和5年8月22日(火)～令和5年12月28日(木)

期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、ご了承下さい。

補助対象者

右記の各要件を
満たす事業者が
対象です。

- ① 山口県内に事業所を有する中小企業者等であること
- ② 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること
- ③ 県内事業所において、蓄電池の導入を行う事業者であること

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業蓄電池導入補助金事務局

〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

0836-52-8574 お問い合わせ等の
受付は
平日 9:00～17:00

info@yamaguchi-tikudenti.jp

<https://yamaguchi-tikudenti.jp>

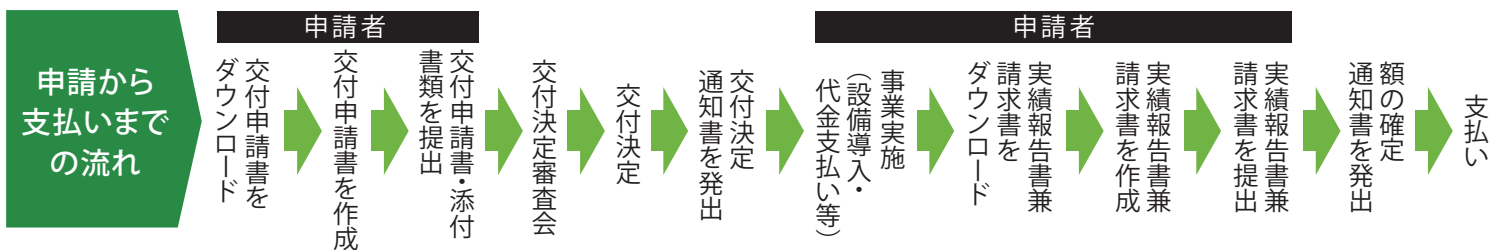
山口県 蓄電池導入補助金



補助対象経費（蓄電池の導入に要する経費）

費目	対象経費
設備費	<p>機械装置等の購入、製造に必要な経費 （土地の取得及び賃借に係る費用を除く）</p> <p>蓄電システムを構成する以下の①～⑤に該当するもの</p> <p>①蓄電池部（リチウムイオン、ナトリウム硫黄等） ②蓄電池部制御部分（BMS等） ③電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ④蓄電システム制御装置 （計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの） ⑤付帯設備（筐体、分電盤等）</p>
工事費	<p>設備設置に必要な不可欠な基礎、設備の据付、電気配管等 （但し、必要最低限の工事のみ。設置に必要な足場の設置、防水・補強工事等は対象） ※土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は対象外</p>
賃借料	機械装置等のリース等に必要な経費
その他	その他蓄電システムに必要な不可欠なもの

申請方法 → 郵送またはホームページから電子申請（郵送は特定記録など追跡ができる方法）



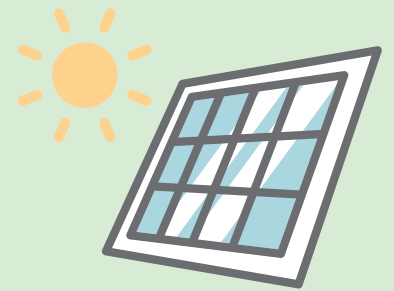
留意事項

蓄電池について

- 蓄電池は定置用であること。（可搬式は対象外になります）
- 研究開発段階、中古、リユースの製品ではないこと。
- 申請者が山口県内の事業所等のものに限る。
（同一事業者による複数店舗・事業所等への申請も可能です。
その場合、補助金上限額は設置箇所ごとに適用します。）
- 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を受けている設備に併設するものでないこと。

併設する太陽光発電設備について

- 発電した電気（自家消費分等を除く）を補助事業で設置する蓄電地に充電するもので、原則として事業期間内に設置するものであること。
- 発電容量（kW）が蓄電システムの蓄電容量（kWh）の1/2以上の数値であること。
- 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の取得していないこと。
- リース、PPAにより導入する場合、蓄電池の法定耐用年数である6年を超える期間で、継続的に使用するものであること。
- 研究開発段階、中古、リユースの製品ではないこと。



<申請手続や要件等の詳細は募集要領（事務局ホームページ掲載）または事務局に御確認下さい>